

## ●幹事会における提言の審議の手順について

〔平成29年12月22日  
日本学術会議第258回幹事会申合せ〕

幹事会における提言の審議は、以下に定める要領に従って行うものとする。

- 1 分科会から提出された提言の案についてはその分科会が置かれる委員会及び科学的助言等対応委員会が、委員会から提出された提言等の案については科学的助言等対応委員会が、それぞれ責任をもって査読する。表出主体が複数ある場合の査読の手順に関する事項は、別途幹事会で決定する。
- 2 事務局は、原則、幹事会開催の14日前までに幹事会の構成員に提言案を送付する。
- 3 事務局は、幹事会からの意見に基づき、別紙様式に沿って指摘事項一覧案を作成する。
- 4 上記1の査読分担に従い、当該委員会は、指摘事項一覧案の確認を行う。
- 5 事務局は、確認を経た指摘事項一覧を、提言の案を作成した委員会又は分科会（以下「作成委員会又は分科会」という。）に送付する。
- 6 作成委員会又は分科会は、修正を行った提言の案及び指摘事項一覧に対する回答を事務局に送付する。事務局は、これを幹事会の構成員に送付する。
- 7 幹事会の構成員は、修正を行った提言の案及び指摘事項一覧に対する回答に基づき、自己の指摘に対する修正がなされているか確認し、必要に応じて追加的な指摘を行う。これらの指摘は事務局が取りまとめ、作成委員会又は分科会に送付する。
- 8 上記の過程を経て、指摘を行った全ての構成員が了解した後、会長が最終確認を行う（会長が作成委員会又は分科会の委員を務める場合の最終確認者は、別途幹事会が指名する。）。
- 9 会長から最終確認が得られた後、事務局は所要の公表手続きを行う。
- 10 勧告、答申、要望、声明及び回答にあっては、提言に準じることを原則とし、必要に応じ、幹事会において特例的な扱いを定める。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日日本学術会議第288回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

## 第〇回幹事会（令和〇年〇月〇日）での指摘事項一覧

（事務局確認）（確認者：〇〇）

一覧表の「委員会回答」欄で「修正した」とされている個所は全て、委員会訂正版の「提言」において一定の修正されていることを、事務局が確認済みです。個別の指摘事項に沿った修正箇所については、事務局で以下の2種類に分類しています。

- A. 幹事会の指摘どおりに修正されている（体裁・文言等）。
- B. 一定の修正が行われている（内容に関わるため、適否は事務局で判断しない）。

## 1 提言案「〇〇〇〇」

（作成：〇〇〇〇委員会（分科会））

## 2 幹事会での指摘事項

頁等	指摘事項	委員会（分科会）回答	事務局 確認

## 3 追加指摘事項

--	--	--	--